

支援制度一覧

*各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

	制度名称	分野	対象地域	対象	対象					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の居場所づくり」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
					自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他			助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他					
22	戸塚区地域の居場所づくり補助金	まちづくり	区域	[主な要件] ◆団体及び代表者の存在が明確で、事業拠点が戸塚区内にあり、構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等している ◆組織の運営に関する規約がある ◆継続的な取組を行えることが認められる	○	○	○	×	×	◆地域の居場所づくりによって、地域福祉の推進など地域の課題解決を図る事業に補助金を交付します。 ◆補助金額は、補助対象経費の10分の9を限度に、1年目は25万円を上限。 ※詳細はお問い合わせください。	令和7年4月～5月	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kuishi/kyodo/manabi/kyodo_shien/ibasyo/default20240328.html	戸塚区区政推進課	866-8328	to-chiikiryouk@city.yokohama.lg.jp
65	とつかハートプラン補助金	健康・福祉	区域	政治・宗教・営利を目的としない団体の構成員が5名以上で、その半数以上が区内在住・在勤・在学である活動の拠点が区内である 自主的な活動を行うことを目指す団体であるなど	○	○	○	×	×	第4期とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)の推進に資する活動であり、とつかハートプランの普及啓発に協力する事業に対して補助金を交付します。 補助金額は1団体あたり上限10万円(補助対象経費の5分の4が原則)です。 ※詳細はお問い合わせください。	令和7年4月1日～10月31日	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kuishi/fukushi/kaigo/chiikifukushi/fukushiplan/	戸塚区福祉保健課事業企画担当	866-8424	to-tihokuho@city.yokohama.lg.jp
66	戸塚区社協ふれあい助成金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点を置き、区の地域福祉推進または障害福祉推進のために事業を行う、市民活動団体、障害当事者及び家族団体、特定非営利活動法人、障害福祉サービス事業所などを運営している一般・公益社団法人	×	○	○	×	○	※新規立ち上げの受付は4月3日～12月19日 自発的で非営利な地域福祉及び、障害福祉推進事業の支援をします。 【要援護者支援区分】 集いの場活動、家事生活支援活動、配食活動、送迎活動 【障害児者支援区分】 障害児者支援活動・当事者活動、宿泊・日帰りハイク活動、視覚障害者・聴覚障害者支援 【福祉のまちづくり区分】 【健康増進区分】 ※新規立ち上げ事業への助成区分あり	令和7年4月	○	×	×	×	×	○	http://www.totsukashakyo.com/	戸塚区社会福祉協議会	866-8434	info@totsukashakyo.com
85	地域で育む青少年健全育成事業	こども・青少年	区域	構成員の1／3以上が区内在住者であり主な活動拠点が区内の団体である政治・宗教・営利団体でない概ね学齢期から24歳までの青少年の健全育成を目的とする事業 区内全域又は地域に広く参加を周知する事業 他の行政機関から補助金を受けていない事業	○	○	○	×	×	区内で自主的に活動している団体が青少年の健全育成を目的に実施する事業に対して補助金を交付します(補助率2／3) 【大規模事業コース】上限20万円 宿泊を伴う事業または不特定多数が参加でき、1回につき概ね300人程度を定員とする事業 【一般事業コース】上限7万円 大規模事業に該当しない事業	令和7年2月13日～2月28日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/ko sodate_kyoiku/ikusei/ChikiSeisyounenR07.html	戸塚区地域振興課	866-8415	to-seishonen@city.yokohama.lg.jp
101	地域防災アドバイザー派遣事業	防災・防犯	区域	・自治会町内会 ・地区連合町内会 ・地域防災拠点運営委員会	○	×	×	×	○	地域が抱える防災に関する課題の解決を支援するため、防災の専門知識を有する「地域防災アドバイザー」を派遣します。 【活用例】 ・防災訓練の企画・実施・振り返り ・災害時要援護者支援に関する取組 等	6月～2月	○						https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/bo sai_bohan/saigai/shien/tikibousaiadviser.html	戸塚区総務課	866-8307	to-somu@city.yokohama.lg.jp
102	マンション防災アドバイザー派遣事業	防災・防犯	区域	集合住宅の管理組合 集合住宅を含む自治会・町内会 集合住宅の管理会社	○	×	×	×	○	防災に関する共同住宅特有の課題の解決を支援するため、防災の専門知識を有する「マンション防災アドバイザー」を派遣します。 【活用例】 ・マンションの防災マニュアルの作成 ・自主防災組織の立ち上げ 等	6月～2月	○						https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/bo sai_bohan/saigai/shien/mansionbousaiadviser.html	戸塚区総務課	866-8307	to-somu@city.yokohama.lg.jp